

平成 26 年 12 月 15 日
日本学術会議事務局
管理課用度・管理係

調 達 公 告

件 名	「防災・減災に関する国際研究のための東京会議」に係るポスターボード の設置等業務について
ボックス番号	①
数 量	一式
作 業 内 容	別紙仕様書のとおり
契 約 期 間	契約締結日から平成27年1月16日
見 積 提 出 期 限	平成26年12月22日(月)12:00まで (郵送の場合は12月19日(金)18:00まで)
見積書、関係書類 提出先及び仕様 書交付先	〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34 内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係 TEL03-3403-1930
担 当 者 名	用度・管理係 佐藤、金崎
仕様書問合せ先 担 当 者 名	内閣府日本学術会議事務局参事官(国際業務担当)室 国際会議担当 坂本、四方
競争に参加する者 に必要な資格及 び注意事項	○参加資格：平成25・26・27年全省庁統一参加資格 「役務の提供等」A～D等級に格付けされている者。 ○参加者は、見積書の提出をもって 「暴力団排除に関する誓約事項」(別記)に誓約したものとする。 ○その他：別添の「オープンカウンター方式について」を参照

仕 様 書

1. 件名

「防災・減災に関する国際研究のための東京会議」に係るポスターボードの設置等業務について

2. 日時

平成 27 年 1 月 13 日(火)～1 月 16 日(金)

3. 場所

東京都文京区本郷 7-1-3

東京大学本郷キャンパス伊藤国際学術研究センター B 1 F

4. 内容

「防災・減災に関する国際研究のための東京会議」に係るポスターボードの設置等（①ポスターボード手配、搬入、設置、撤去②ポスター貼り付け、ポスター取り外し補助）業務を行う。

5. 業務内容（総括）

- （1）受注者は、日本学術会議事務局（以下「発注者」とする。）が指定する東京都文京区本郷内の場所において、ポスターボードの設置等をしなければならない。
- （2）受注者は、災害等不測の事態により、定められた期日に作業ができなくなった場合は、遅滞なくその旨を発注者に連絡し、その指示を受けるものとする。
- （3）受注者は、受注者の事務所の営業時間外にも連絡が取れるよう、予め緊急連絡先を発注者に通知する。
- （4）すべての作業において、発注者及び（株）プライムインターナショナル（※本会議のために契約する会議支援業者）と調整をはかること。

6. 契約内容等

①ポスターボード手配、搬入、設置、撤去業務

- ・（ア）ポスターボード手配、搬入、設置、撤去（イ）必要な補強部材の調達及び（ウ）必要な人員確保を行うこと。

＜ポスターボードについて＞

- ・サイズ：A 0 サイズのポスターが貼れる大きさのもの
- ・種類：システムパネルとすること
- ・配置計画：別紙 1 を基本とするが、発注者及び（株）プライムインターナショナルと調整し決定すること。
- ・枚数：83 枚
- ・設置期間：4 日間（1 月 1 3 日～1 月 1 6 日）

<搬入・設置作業について>

- ・1月13日（火）14時から16時の間にポスターボードの搬入・設置作業を行う事。また、設置したポスターボードには（株）プライムインターナショナルが指定するポスターボード番号を貼り付けること（付箋等の簡易なもので構わない）。なお、事前に東京大学伊藤国際学術研究センターと十分な調整を図ること。

<撤去作業について>

- ・1月16日（金）会議終了後（12時半終了予定）から14時の間にポスターボードの撤去作業を行う事。撤去時に貼り付けてあるポスターについては、取り外しを行い、一か所にまとめて置くこと。なお、事前に東京大学伊藤国際学術研究センターと十分な調整を図ること。

②ポスター貼り付け、ポスター取り外し補助業務

- ・ポスター貼り付け、ポスター取り外しについてはポスター作成者が行うこととなっているが、その補助業務として（ア）必要な部材の調達及び（イ）必要な人員確保を行うこと。

<補助作業について>

- ・13日16:00-17:00及び16日12:00-13:00に1名を手配すること

<部材について>

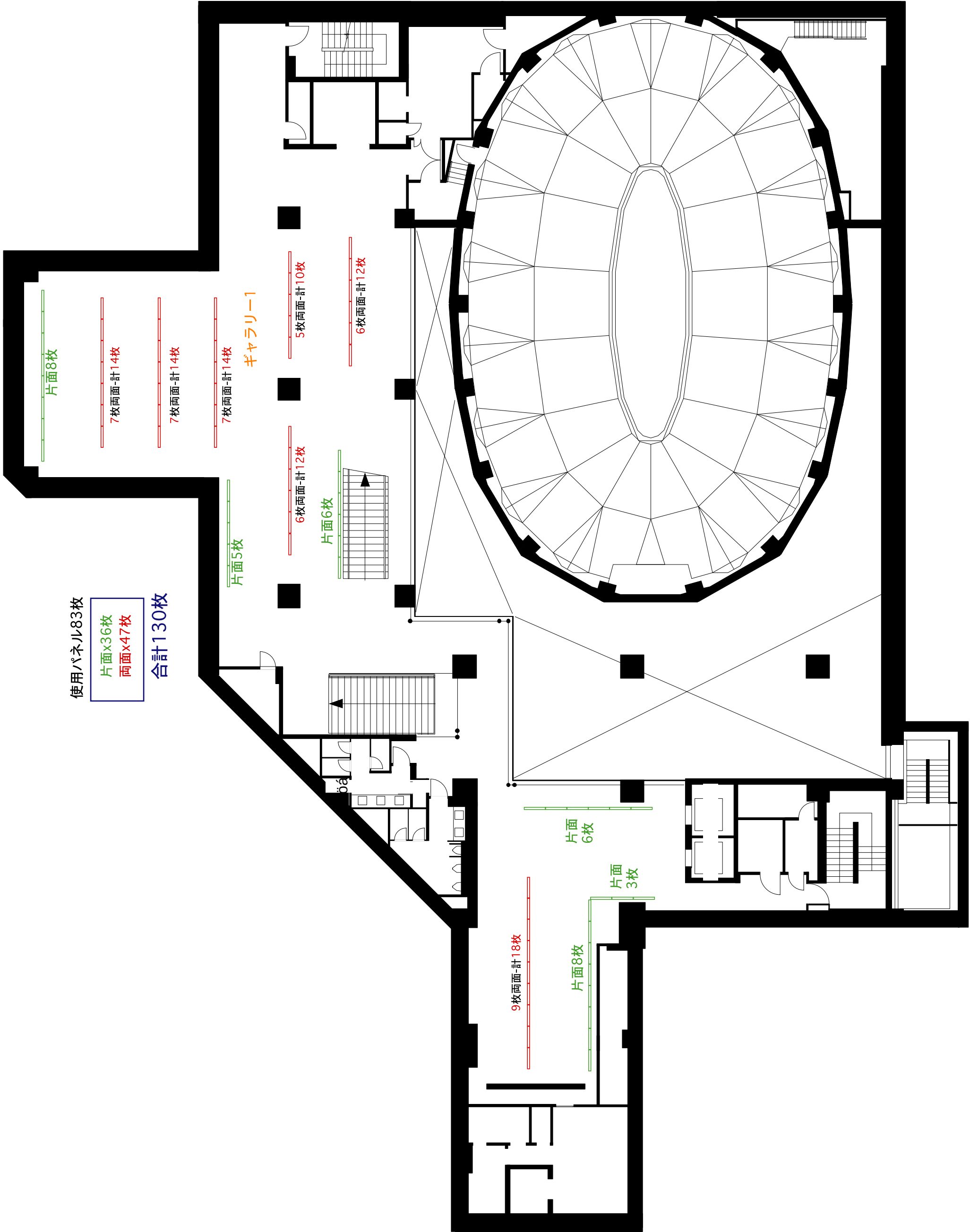
- ・4日間（1月13日～1月16日）常備しておくこと。

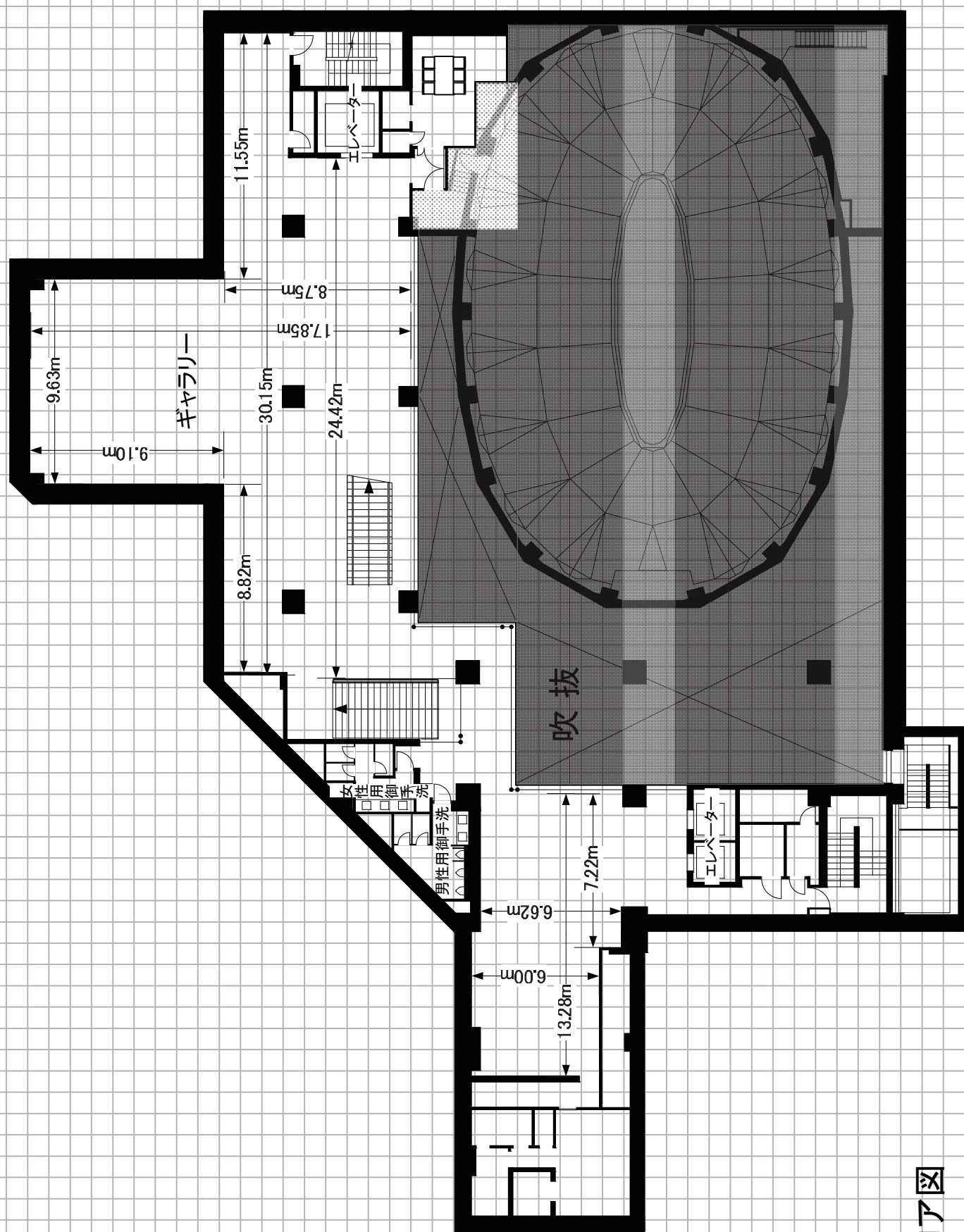
7. その他

東京大学 伊藤国際学術研究センターB1Fの見取り図は別紙2を参照。

会議のプログラムは別紙3を参照。

本仕様書に記載されていない詳細な内容については、発注者の指示に従うものとする。また、不明な点、疑義が生じた場合も発注者の指示に従うものとする。





B1F フloor 図



UNISDR
The United Nations Office for Disaster Risk Reduction



IRDR
Integrated Research on Disaster Risk



東京大学
THE UNIVERSITY OF TOKYO

防災・減災に関する国際研究のための東京会議

Tokyo Conference on International Study for
Disaster Risk Reduction and Resilience

－災害リスクの軽減と持続可能な開発を統合した新たな科学技術の構築へ向けて－

日時 2015 年 1 月 14 日（水）～ 1 月 16 日（金）

会場 東京大学本郷キャンパス 伊藤国際学術研究センター内 伊藤謝恩ホール

主催 日本学術会議、国連国際防災戦略事務局(UNISDR)、災害リスク統合研究(IRDR)

東京大学 伊藤国際学術研究センター会議

趣旨

自然由来のハザードがもたらす影響は世界中でますます顕著になるとともに、グローバル化、人口増、貧困、都市化と土地利用法等の人間由来の活動がハザードの影響を増大させている。被害の増加は先進国、発展途上国両方にみられ、科学技術や経済の成長、発展が必ずしも災害リスクの減少にはつながっていない。自然科学的にも社会科学にも、ハザードや災害に関する理解が深まっているのに、その成果が十分に活用されずに、損失は増加し続けているのはなぜかという疑問に、科学技術・学術は未だ答えを見出しえてはいない。

折しも、2015 年 3 月には仙台にて第 3 回国連防災世界会議が開催され、次の 10 年間の世界の防災の根幹となるポスト兵庫行動枠組みが採択される見込みである。また 2015 年秋には持続可能開発目標(SDGs)に向けた議論がピークを迎える。この機を捉え、ポスト兵庫行動枠組みを具体化し、実行するための科学的、統合的戦略の議論を行い、SDGs への防災目標の導入に向けて、防災・減災に関する科学技術が持続的な開発に対してはたす役割を明確にすることが肝要である。災害常襲国でありながら経済発展を成し遂げ、東日本大震災を受けて国土管理と社会のあり方の再構築に取り組む我が国には、IRDR と多様な分野との連携を通して、防災・減災と持続可能な開発の統合の具体例を示すことが期待されている。

国際科学会議(ICSU)が、国際社会科学会議(ISSC)、国連災害軽減統合戦略(UN/ISDR)と共同主催で開始した災害リスク統合研究(IRDR)は、災害の防止と軽減、災害対応に対する備えを向上させ、自然および人間由来の環境ハザードの影響や災害リスク要因の科学的知見の統合化と社会実装の実現へ向けた科学技術・学術の取り組みである。ハザードの種類や学問領域を超えてデータや情報を体系化、統合化し、これを科学者および様々なステークホルダー間で共有し、知識や経験、考え方を相互に交換し、熟議を通して、災害リスクの軽減を目指す方法論の確立に取り組んでいる。これは、レジリエントな社会を構築し、人類を持続可能な開発へと導くために不可欠なステップでもあると考えられている。

そこで、第3回国連防災世界会議の開催前に、同会議に参加する世界の指導者とトップクラスの研究者を招聘して、防災・減災と持続可能な開発の双方を達成する防災・減災科学技術のあり方を以下の3つの観点から議論する。

第一に、自然災害による世界の被害は今後も増加することが確実視され、2030年には総額年間20兆円に達すると予想され、それまでの長年の投資を無に帰させ、持続可能な開発に対する深刻な脅威となることが懸念される。災害リスクを認識して事前対応することが持続可能な開発にとって不可欠であるという観点から、地球環境科学分野で推進中の **Future Earth**、ならびに政府間協力で進められている地球観測(GEO)との連携の可能性を探り、協力して **SDGs** の防災目標設定に貢献するための考え方を集約する（防災、環境、地球観測の連携）。

第二に、災害リスクを軽減するためには、地域、国、地方自治体、住民団体、各レベルで科学的成果をもとづく防災対策を社会実装することが不可欠である。しかし、そうした実践は依然として不十分である。科学的成果にもとづく防災対策の実現を目指した具体的な優良事例を示して、各主体の参加を得て議論し、防災対策のあるべき姿を提示する(科学と社会の連携)。

第三に、科学的な防災対策を社会実装するためには、マルチハザードに対する総合的な取り組みの重要性を東日本大震災からの復興のプロセスで認識させられた。ハザードから災害リスクへの変換、さらには災害リスクの認識から意思決定プロセスへの誘導を実現するには、どのような科学的協働が必要なのかについて、その具体的取り組みを紹介して、目指すべき方向性、必要となる共通指標が持つ新たな科学的機能を議論し、**HFA2** の推進を支える考え方を集約する（分野間連携）。

以上を踏まえ、持続可能な開発を担保するために、政策・計画・プログラムのすべての面で持続的開発と災害」軽減との密接な連携を実現させ、災害リスク軽減を実現する体制・仕組み・人材を社会の各層において確立し、災害マネジメントサイクルのすべての局面において災害リスク軽減につながる新たな防災・減災科学技術の構築へ向けた提言を行う。

プログラム

1 日目 (2015 年 1 月 14 日、水曜日)

午後:

1. 開会式 13:30-14:40

1.1 式辞 (20 分)

大西 隆、日本学術会議 会長

Margareta Wahlström、国連事務総長特別代表 (防災担当)

David Johnston、災害リスク統合研究(IRDR) 科学委員会議長

菅沼 健一、外務省 第3回国連防災世界会議担当大使

濱田 純一、東京大学 総長

1.2 基調講演 (25 分×2)

韓昇洙 (Han Seung-Soo)、国連水と災害リスク軽減特使、国連気候変動特使

Gordon McBean、国際科学会議(ICSU) 会長

(休憩 14:40-15:00)

2. ハイレベルパネル会議 15:00-17:00

2.1 組織委員会報告 (20 分)

大西 隆、日本学術会議 会長

2.2 ハイレベルパネル (100 分)

モデレーター

Margareta Wahlström、国連事務総長特別代表 (防災担当)

パネリスト

- ・ David Johnston、災害リスク統合研究 (IRDR) 科学委員会議長
- ・ Vivi Stavrou、国際社会科学協議会 (ISSC) 代表
- ・ Rolf Alter、経済協力開発機構 (OECD) (予定)
- ・ David Applegate、Associate Director for Natural Hazards US Geological Survey (予定)
- ・ Jerry Lengoasa 国連気象機関(WMO) 代表
- ・ 国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) 代表
- ・ Kristalina Georgieva、欧州連合 (EU) 代表 (予定)
- ・ Anisul Islam Mahmud, MP Hon'ble Minister Ministry of Water Resources
バングラディシュ水資源省、水資源担当大臣
- ・ Ede Ijjasz-Vasquez、世界銀行 (WB)
- ・ Takehiko Nakao, アジア開発銀行 (ADB) 代表

- ・ 田中明彦、国際協力機構（JICA）理事長（予定）
- ・ 樋口清司、国際宇宙航行連盟（IAF）会長／宇宙航空研究開発機構（JAXA）副理事長
（休憩 17:00-17:20）

3. 東日本大震災からの復興に関するセッション 17:20-18:00

五百旗頭真、東日本大震災復興構想会議 議長

米田雅子、日本学術会議・東日本大震災の総合対応に関する学協会連絡会

懇親会 18:30-20:30

2 日目（2015 年 1 月 15 日、木曜日）

8:30-9:00 ポスター口頭紹介セッション グループ A

（メインホールにて一人 1 分程度でポスターの概要をプレゼンテーション）

9:00-10:30 セッション 4：グリーン成長と持続可能な開発に向けた環境および健康活動との協調

（招待講演）

Margareta Wahlström、国連事務総長特別代表（防災担当）

安成 哲三、総合地球環境学研究所 所長

Barbara Ryan, GEO 事務局長

Alex Ross, 世界保健機構 神戸事務所

Mark Pelling, King's College London

Georgina Mace CBE FRS, 英国 Royal Society

（休憩 10:30-10:45）

10:45-11:15 ポスター口頭紹介セッション グループ B

（メインホールにて一人 1 分程度でポスターの概要をプレゼンテーション）

（昼食 11:15-12:45）

12:45-13:15 ポスター口頭紹介セッション グループ C

（メインホールにて一人 1 分程度でポスターの概要をプレゼンテーション）

13:15-14:45 セッション 6：災害に強い社会に向けた災害リスク軽減に関する学際的研究

（招待講演）

Walter Ammann, GRF Davos, ISDR/STAG

J. Porfirio LL.Yusingco, Phillippine Economic Zone Authority

Megerssa Miressa Diasa, KIFIYA FINANCIAL TECHNOLOGY PLC?

西出 則武、気象庁長官

濱田 政則、アジア防災センター センター長

Srikantha Herath, 国連大学 サステナビリティ高等研究所

シニア・アカデミック・プログラム・オフィサー

14:45-15:15 ポスター口頭紹介セッション グループD

(メインホールにて一人1分程度でポスターの概要をプレゼンテーション)

(休憩 15:15-15:30)

15:30-17:00 セッション7: リスクマネジメントに向けた災害リスク軽減に関する 学際的研究(招待講演)

Shuaib Lwasa, IRDR/SC Africa

小松 利光、WFEO/DCRM

Wei-Sen Liu, National Science and Technology Center for Disaster Reduction,
Taiwan

Susan Cutter, ITDR SC

Sanny Ramos Jegillos, Regional Disaster Reduction Adviser Bureau for Crisis
Prevention and Recovery, UNDP Regional Centre for Asia and the
Pacific

17:00-18:00 ポスター発表セッション

(ポスター展示ホールにて、ポスターの内容を個別に説明)

3日目(2015年1月16日、金曜日)

9:00-11:00 パネルディスカッション: “東京宣言”

(休憩 11:00-11:15)

11:15-11:45 閉会式

内閣府防災担当 代表

13:00- テクニカルツアー(技術視察旅行)

東京臨海広域防災公園@有明

組織委員会

国際組織委員会 (TBC)

委員長：

大西 隆、日本学術会議 会長

国内組織委員会

委員長：

小池 俊雄、東京大学 大学院工学系研究科 教授

春日 文子、日本学術会議 会長アドバイザー・国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長

委員：

三木 浩一、慶応義塾大学大学院法務研究科 教授

山川 充夫、帝京大学 経済学部 教授

花木 啓祐、東京大学大学院工学系研究科 教授

入村 達郎、聖路加国際大学研究センター特別顧問、医療イノベーション部部長

佐竹 健治、東京大学 地震研究所 教授

塚原 健一、九州大学 大学院工学研究院 教授

林 春男、京都大学 防災研究所 教授

春山 成子、三重大学 大学院生物資源学研究科 教授

南 裕子、高知県立大学 学長

米田 雅子、慶應義塾大学 理工学部 特任教授

天野 雄介、国土交通省 水管理・国土保全局河川計画課 国際室長

石田 中、宇宙航空研究開発機構第一衛星利用ミッション本部

宇宙利用国際協力統括事務代理

今村 文彦、東北大学 災害科学国際研究所 教授

小野 裕一、東北大学 災害科学国際研究所 教授

川崎 昭如、東京大学 大学院工学系研究科 特任准教授

齋藤 馨、内閣府 政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）

竹内 邦良、独立行政法人 土木研究所 水災害・リスクマネジメント国際センター

(ICHARM) センター長

永石 雅史、独立行政法人国際協力機構 (JICA)地球環境部参事役

西川 智、独立行政法人 水資源機構 理事

廣木 謙三、国土交通省 水管理・国土保全局水資源部 水資源計画課長

藤原 広行、独立行政法人 防災科学技術研究所 社会防災システム研究領域長

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。